



安城市議会議員 石川つばさ通信 号外

# 市政レポート

## 榎前工業団地 地中からゴミ 撤去は市費

整備が進められている榎前地区工業団地の西工区(事業主体は愛知県企業庁)で、地中から瓦くず等の廃棄物が見つかったとして、処理費用 3 億 5000 万円が安城市・平成 30 年度補正予算案として 3 月議会に上程されることが分かりました。

議案等説明会資料によれば、廃棄物が埋まっている範囲は 5800 m<sup>2</sup>、廃棄物の量は 8500 m<sup>3</sup>と推定され、3 月から 8 月にかけて処理を行うとしています。問題は、県が事業主体であるにもかかわらず、「開発基本協定書」に基づき、その処理費用の全額を安城市が負担することになっている点です。同協定書では、土中から廃棄物等が発見された場合、市の責任と費用をもって愛知県企業庁が指定する期限までに撤去することがうたわれています。工業団地造成は安城市の依頼であり、県はそれに応じる形で造成に乗り出したというのがその理由の様です。工業団地造成にあたっては、安城市に限らず、いずれの市も県と同様の協定書を結ぶとの説明でしたが、「不平等条約」の感は否めません。

土中の廃棄物については県のダブルスタンダードな姿勢にも不信を抱かざるを得ません。現在、住吉 3 丁目地内で高層マンションの建設が進められていますが、2 年程前に同地内で土中からがれきや鋳物砂が見つかりました。その際、土壌を所管する県は、掘った穴の側面から顔を出している廃棄物について、どの様に対処するべきかという市の問い合わせにも明言を避け、事実上「埋め戻し」を黙認しました。無論、担当部署は異なるにせよ、こうした対応が不信を助長することは言うまでもありません。

石川翼事務所 446-0072 安城市住吉町荒曾根 1-245 アワーズビル 2F 南  
電話 0566-98-6932 メール [ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp](mailto:ishikawa2011@aria.ocn.ne.jp)

編集: 石川つばさを支援する会